

投資信託のお取引があるお客様へ

松本信用金庫

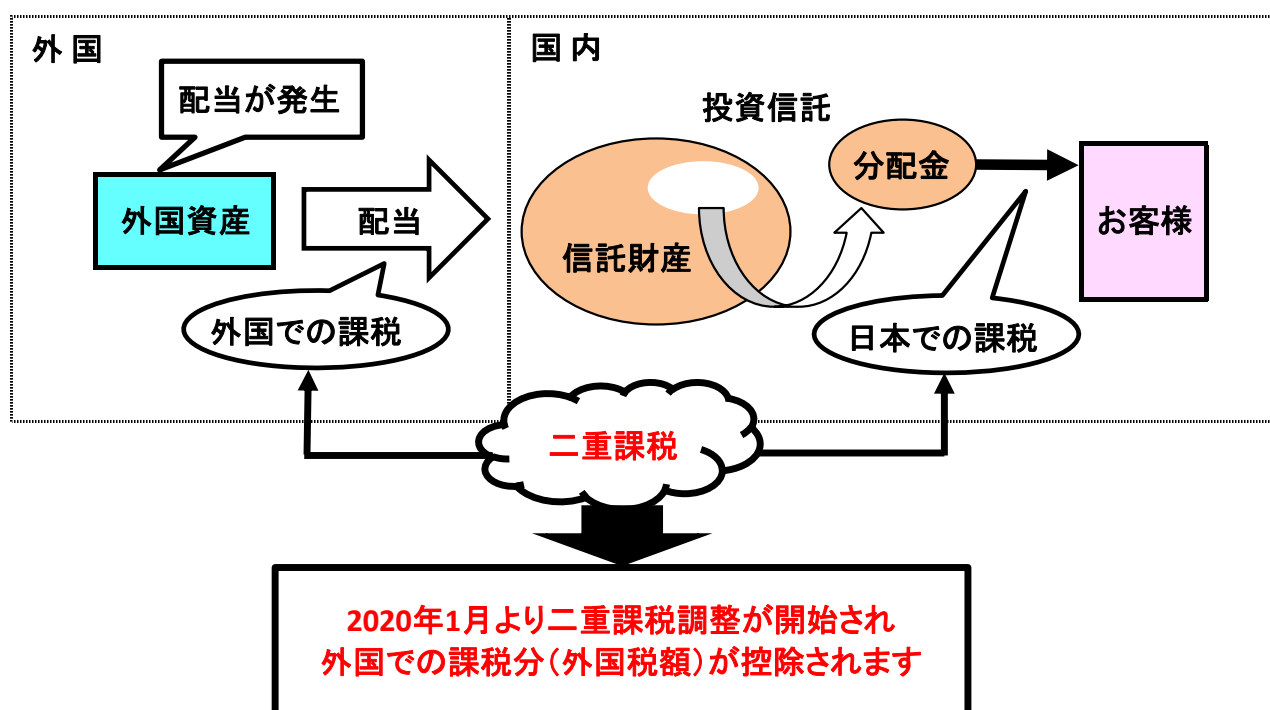
**投資信託にかかる二重課税調整制度の開始のお知らせ**

平素は私ども松本信用金庫を格別にお引き立て賜り誠にありがとうございます。

さて、これまでお客様が保有されていた、外国資産（株式・不動産等）へ投資する投資信託は、当該投資から得た配当等について、外国で税金が課されていることがありました。

そして、国内においては、お客様が受け取る分配金に所得税等（所得税および復興特別所得税 15.315%、住民税5%）が課されています。

このため、二重に（過大な）課税が行われている状態にあり、2020年1月からはこのような二重課税が生じないように、外国で納付済みの税金について、国内の税金から控除できる「二重課税調整制度」の取扱いが開始されます。



この二重課税調整制度について、お客様が必要な手続きはなく、2020年1月1日以降に支払われる投資信託の分配金から、自動的に適用されます。ただし、住民税については、二重課税調整制度の適用はありません。

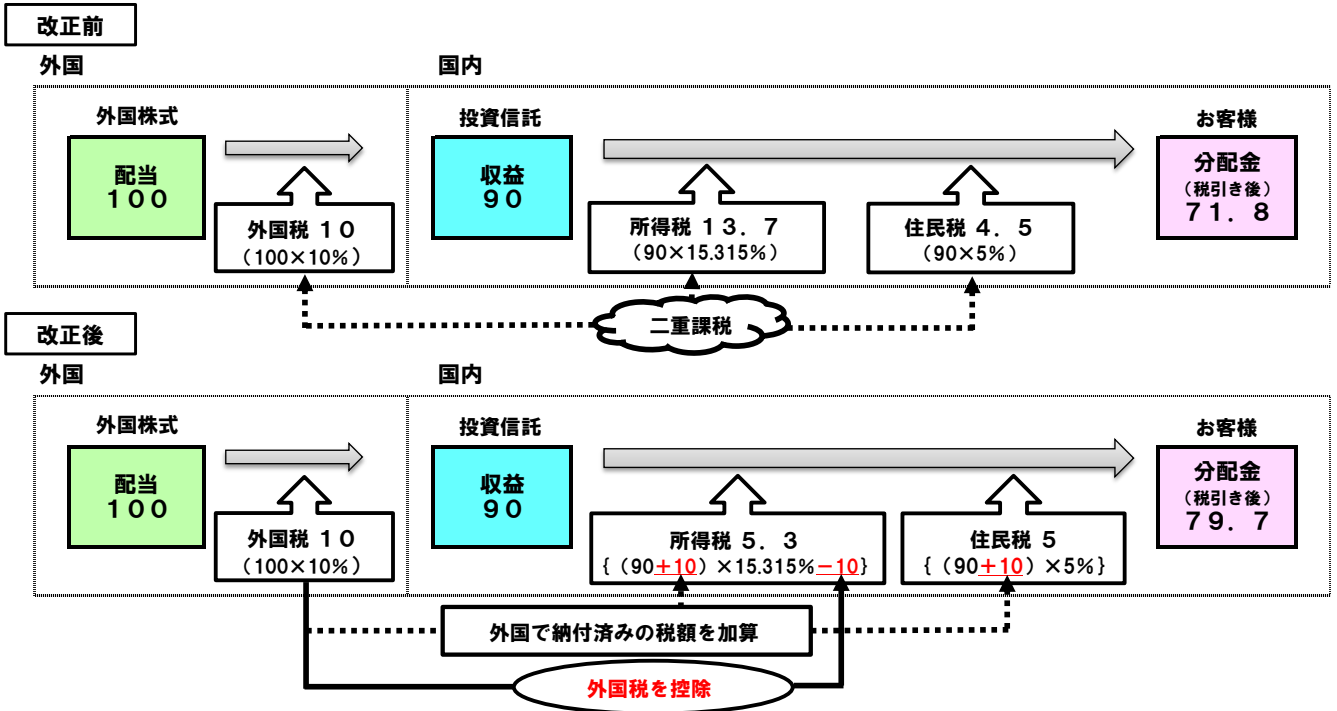
なお、日本の税金から控除される外国税の額については、保有している商品やその投資先に関する税制、お客様の属性等によって差異が生じます。また、NISA 口座で保有されている投資信託の分配金については、対象とはなりません。

※ 詳細は次ページのイメージ図等をご覧ください。

松本信用金庫 登録金融機関 関東財務局長（登金）第257号

記載内容は、2019年12月現在の情報にもとづいて作成しております。  
制度内容等は今後変更となる可能性がありますので、ご注意ください。

<投資信託の二重課税調整にかかる計算のイメージ> ※外国税を10%と仮定しています



<お客様向け書面の変更点>

- ・ 上場株式配当等の支払通知書（記載例）

2020年以降に郵送される「上場株式配当等の支払通知書」については、「通知外国税相当額等」の欄が追加され、外国税の控除額等が表示されます。

種類	銘柄						支払確定日 又は 支払年月日
	口数又は額面金額 配当又は分配金 単価 (円)	配当又は利子等 の額 (円)	課税額(円)	特別分配金額 (円)	通知外国税相当額 等(円)	源泉徴収税額 (国税)(円)	
			うち加算金額(円)	外国所得税の額 (円)	うち通知所得税相 当額(円)	源泉徴収税額 (地方税)(円)	
			内		内		

- ・ 特定口座年間取引報告書（記載例）

2020年以降に郵送される「特定口座年間取引報告書」については、「上場株式配当等控除額」の欄が追加され、外国税の控除額等が表示されます。

(配当等の額及び源泉徴収税額等)						
種類	配当等の額	源泉徴収税額 (所得税)	配当割額 (住民税)	特別分配金の額	上場株式配当等控除額	外国所得税の額
特定 上場 株式 等の 配当 等	④株式、出資又は基金				内	
	⑤特定株式投資信託				内	
	⑥投資信託又は 特定受益証券発行信託				内	
	⑦オープン型証券投資信託				内	
	⑧国外株式又は国外投資信託等					千円
	⑨合計(④+⑤+⑥+⑦+⑧)				内	

本件に関するご質問やご不明な点がございましたら、お取引店または次の連絡先までお問い合わせください。今後とも、松本信用金庫をご愛顧賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

ご照会・ご連絡先  
営業統括部 0263-35-0008